

第4期愛知県障害福祉計画の策定について

1 策定の経緯

都道府県及び市町村は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して、障害福祉計画を定めることとされているが、今年度末に第3期計画期間（平成24年度～平成26年度）が終了することから、本年度内に第4期計画を策定する。（計画期間：平成27年度～平成29年度）

【計画に定める主な項目】

- ① 基本的理念
- ② 区域の設定
- ③ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標と活動指標）
- ④ 障害福祉サービス等の提供体制の確保方策

2 第4期計画の主なポイント

(1) 平成29年度までの障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標

次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

ア 福祉施設から地域生活への移行促進

項目	基準時点	終了時点	第4期計画の成果目標の基本となる数値とその考え方	
地域移行者数	平成25年度末	平成29年度末	(12%+第3期末達成割合)以上	平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行する。 なお、平成26年度末において、第3期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。
入所者の削減数			4%以上減	平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減する。

イ 精神科病院から地域生活への移行促進

項目	基準時点	終了時点	第4期計画の成果目標の基本となる数値とその考え方	
入院後3か月時点の退院率	平成24年6月末	平成29年度	64%以上	平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上とする。
入院後1年時点の退院率			91%以上	平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上とする。
長期在院者数 (入院期間1年以上)	平成24年6月末	平成29年6月末	18%以上減	平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少とする。

ウ 福祉施設から一般就労への移行促進

項目	基準時点	終了時点	第4期計画の成果目標の基本となる数値とその考え方	
一般就労移行者数	24年度	29年度	2倍以上	平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にする。
就労移行支援事業利用者数	25年度末	29年度末	6割以上	平成29年度末における利用者数を平成25年度末から6割以上増加させる。
就労移行支援事業者ごとの就労移行率		29年度末		平成29年度末において、全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成する。

(2) 障害福祉サービスの見込量と確保方策

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス・相談支援等について、活動指標（成果目標を達成するために必要な量）を、市町村計画におけるサービス見込量の積み上げを基本に設定するとともに、サービスの確保方策を定める。

【新規記載項目】

- ① 地域生活支援拠点等の整備
障害者の地域生活を支援する機能を集約した拠点等を、市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つを整備
- ② 障害児支援体制の整備
児童福祉法に基づく障害児支援提供体制の確保
- ③ PDCAサイクルの導入
少なくとも年に1回は実績を把握し、分析・評価を行い、必要に応じて計画を見直し

3 計画策定体制

障害者総合支援法に基づき、都道府県は、障害福祉計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係機関、障害者及びその家族、障害者関連職務従事者並びに学識経験者等を構成員とする「愛知県障害者施策審議会」や「愛知県障害者自立支援協議会」の意見を聴かなければならない（又は努める）こととされている。

4 スケジュール

平成26年	4月	第3期計画の実績分析着手
	5月	国基本指針改正告示、第4期計画策定作業着手
	7月	第1回愛知県障害者施策審議会（計画策定の方向性について意見聴取）
	10月	第1回愛知県障害者自立支援協議会（計画骨子案について意見聴取）
	9～11月	市町村計画との調整
	12月	第2回愛知県障害者施策審議会（計画素案について意見聴取）
平成27年	1～2月	パブリックコメント
	3月中旬	第2回愛知県障害者自立支援協議会、第3回愛知県障害者施策審議会（計画案について報告）
	3月下旬	計画の策定・公表